

令和元年度
指揮 1 号車 仕様書

人吉下球磨消防組合消防本部

第1章 総 則

第2章 仕 様

第3章 艀 装

第4章 装備品、付属品及び積載品

第1章 総 則

1 目的

この仕様書は、人吉下球磨消防組合消防本部（以下「当本部」という。）が令和元年度防災対策事業で発注する指揮1号車（以下「車両」という。）の車両、艀装及び付属品等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 車両の条件

- （1）車両は、この仕様書に適合して作成されるとともに、次の条件を満たし最適の構造、性能を十分に有するものであること。
- （2）車両は、令和元年に製造されたものであること。
- （3）努めて軽量で、かつ堅牢にして長期の使用に十分耐えられるものであり、使用に際し安全性、操作性に優れているものであること。
- （4）管理上の清掃、点検が容易に行え、修理等の維持管理が経済的に行えるものであること。
- （5）車両の主要構成品は、全て新規製品のものを使用すること。
- （6）使用材料及び部品は、当本部が指示するものを除き、新規製品又は新品のものを使用すること。
- （7）車両総重量登録については、当本部が指示する資機材を積載した重量とすること。

3 適合法令

- （1）この車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、通達その他関係法令及び本仕様の規定する事項にすべて適合し、緊急自動車として承認を得られるものでなければならないこととする。

4 車載無線機関係工事

- （1）車載無線機関係は、旧車両（熊本800さ4416）から移設する事とし、当本部の指示する業者と協議すること。
- （2）取付け位置等は、契約締結後、当本部と打合せを行い、当本部の指示する仕様とすること。

5 提出書類

- （1）受注者は、契約締結後、当本部と仕様内容について十分に協議し、次の関係書類を提出し当本部の承認を得ること。
 - ア 製作承認図（五面図）（2部）
 - イ シャーシ主要諸元表（2部）
 - ウ 電気系統図及び配線図（2部）
 - エ 艀装概要図（2部）
 - オ 艀装工程表（2部）
 - カ その他当本部が指示するもの

(2) 受注者は、車両納入時に次の書類を提出すること。

- ア 最終艤装承認五面図 (2部)
- イ 最終電気系統図及び配線図 (2部)
- ウ 取扱説明書(車両、主要積載品) (2部)
- エ 車両完成カラー写真
(前後・左右・上部全景・主要部分) (2部)
- オ 装備品・付属品・積載品一覧表 (2部)
- カ 積載品の詳細カラー写真 (2部)
- キ 自動車車検証 (1部)
- ク 自動車損害賠償責任保険証明書 (1部)
- ケ 緊急自動車届出書 (1部)
- コ その他当本部が指示するもの

(3) 提出書類については、図面以外の書類はA4版ファイルに綴じたものとし、カラー写真については電子データをDVD又はCDに記録した電子ファイル形式とすること。

6 検 査

(1) 中間検査

本仕様書、製作承認図及び艤装工程表に基づき当本部検査員が検査を行う。なお、施工後視認できない部分については、施工中の詳細な写真等を添付した報告書を受注者の責任において作成することとする。また、検査を受ける時期・場所等は当本部の指示に従うこと。

(2) 完成検査

納入時に受注者立会のうえで当本部検査員が次の検査を行う。その結果、設計製作に起因する故障、不良品等が生じた場合又は漏油、発熱、異音等が生じ修復が不可能な場合は、不合格とし、当本部の指示に従い対応すること。

- ア 車両走行試験
- イ 艤装検査(取付状況・塗装及び外観)
- ウ 付属品検査(性能・規格及び員数)
- エ その他当本部が指示するもの

7 契約の範囲

(1) 車両の検査登録等、納入までの手続きは受注者が行い、これらに要する諸経費は全て受注者の負担とする。ただし、自動車損害賠償責任保険料(25ヶ月)、自動車重量税及びリサイクル料を除く。

(2) 完成検査合格までに発生した破損及び故障等の修理に要する費用は、一切受注者負担とする。

(3) 納入後、走行距離1,000km又は1ヶ月点検時に給油脂類交換(他交換が必要と認めるものを含む)、部品の締め付け・調整等を行い、それに要する費用は一切受注者負担とする。

(4) 受注者は、製作承認後における一切の疑義等はすべて当本部の解釈に従うこと。

(5) 製作承認後、制作上技術的に判断して本仕様書の事項を改める必要が生じる場合は、その都度当

本部と協議すること。

(6) 本仕様書に記載がなくとも、メーカーが公表した仕様及び艤装については、当然これを行うこと。

(7) 契約に先立ち、説明会における質疑等は、本仕様書の追補として使用し、文書を取り交わして誤りがないようにすること。

(8) 納入時、車両の燃料は、満タンにしておくこと。

8 外注時の監督と責任

工事の一部を他の業者に外注する場合は、この仕様書を満足するよう、受注者が責任をもって施工にあたらせること。

9 保証期間

(1) 装備品：個々の装備品については、そのメーカーの定めた期間とする。

(2) 車 両：車両メーカーが定めた期間とする。

(3) その他：保証期間の定めのないものについては納入後1年間とする。すべての納入品について、保証期間後といえども設計不良、工作不良及び材質不良に起因する不都合箇所発生の場合は、受注者の責任において無償にて取替え又は修理を行うものとする。

10 技術支援

車両の取扱い要領及び艤装品・装備品の取扱いについては、各専門業者による取扱い説明・指導を受注者の責任において実施すること。実施時期については、当本部が指示するものとする。

11 廃車について

更新の対象になる現車両（熊本800さ4416）を廃車する場合は、受注者が速やかに完全抹消登録手続きを行い、車両を廃棄した旨の抹消抄本を当本部に提出、報告するものとする。なお、重量税の還付手続きを含めること。（自動車損害賠償責任保険についても解約を行うため、自動車損害賠償責任保険証明書は当本部に返還すること。）

12 納入台数

指揮1号車（車両標準装備・付属品等含む） 1台

13 納入期限

令和元年 12月27日

14 納入場所

熊本県人吉市下林町1番地

人吉下球磨消防組合消防本部

第2章 仕 様

1 シャーシ

(1) 車両に使用するシャーシは、ワンボックスのバンタイプで国土交通省の保安基準に適合した新車種型式とする。さらに、国土交通省低排出ガス認定車で、令和元年に製造した国産車で改正保安基準対応適合シャーシとする。また、四輪駆動車で、スーパーロングバン・ハイルーフ・ワイドボディとする。

(2) エンジンは、排気量2.6L以上で、使用燃料はガソリンとする。

(3) 車両の主要諸元及び性能は次のとおりとする。

ア 全長	5,380mm以上
イ 全幅	1,880mm以上
ウ 荷室幅	1,730mm以上
ウ 全高	2,285mm以上（シャーシ本体値） （艤装後の全高については受注者と協議する。）
エ 形状	4ドア
オ 乗車定員	6人以上
カ ミッション	オートマチック
キ ブレーキ	ABS付
ク タイヤ	ラジアルタイヤ（スペア含む） （令和元年に製造したものとする。）
ケ 操舵装置	右ハンドルパワーステアリング
コ バッテリー	付帯電装品・無線機等に必要な電気容量を十分に確保できるものとする。
サ オルタネーター	付帯電装品等に必要な電気容量を十分に補えるものとする。

2 シャーシ主要装備

(1) LEDヘッドランプ（シャーシメーカー純正）

(2) フォグランプ

(3) 集中ドアロック

(4) フロントエアーコンディショナー

リアヒーター・リアクーラー

(5) ハイマウントストップランプ

(6) 電動格納式ドアミラー（メッキカバー付き）

(7) エアバッグ（標準仕様）

(8) プライバシーガラス（シャーシメーカー標準仕様）

(9) アシストグリップ（運転席、助手席及び後部座席）

(10) サイドバイザー

(11) マッドガード

- (12) フロアマット
- (13) 後退警報器（入切スイッチ付）
- (14) ナンバーフレーム
- (15) 三角表示板
- (16) コンソール内蔵型モニター（後席室モニター用外部映像出力端子付き）
（カーナビゲーションシステム・バックアイカメラモニター含）
- (17) その他標準装備品一式

3 特別装備

- (1) 消防章
- (2) 散光式赤色警光灯
- (3) L E D赤色警光灯（車両前後両側面用）
- (4) 電子サイレンアンプ
- (5) A C 1 0 0 Vコンセント（口数及び位置は別途協議）
- (6) インバーター
- (7) L E D室内灯
- (8) L E Dフレキシブルマップランプ
- (9) L E D路肩灯
- (10) 助手席補助ミラー（助手席から左後方が視認できるもの）
- (11) 後退警報器入切スイッチ
- (12) 防汚シートカバー
- (13) タイヤチェーン（ゴム製）
- (14) スタッドレスタイヤ（ホイール付）
- (15) 車輪止め2個
- (16) 自動車用消火器6型（車積用アタッチメント含む）
- (17) サイドオーニング

第3章 艀 装

本車両に使用する材料及び部品等は、それぞれの検定、規格等（日本工業規格 J I S 及び国際標準規格 I S O）を合格したものを使用すること。また、本車両は堅牢且つ長期の使用に十分耐え得るもので、必要な強度を確保するとともに軽量化、安全性、操作性及び整備、点検が容易に行えるよう配慮すること。

1 車外艀装

- (1) 消防章
直径約 1 5 0 mmの消防章をフロントグリルもしくはフロントパネルの中央に取付けること。
- (2) 散光式警光灯
フロントルーフに散光式警光灯を設置し、適切な防水措置を行うこと。大阪サイレン製 N F - M L -

V A 2 M-H A 1-L F 又は、同等品以上のものとする。

(3) 赤色点滅灯

フロントグリル、車両左右側面上部及びバックドア上部に、主警光灯と連動する赤色警光灯（L E D 型 各 2 式）を設置し、適切な防水措置を行うこと。なお、設置位置については当本部と協議すること。各部の赤色点滅灯は以下のとおりとする。

ア フロントグリル L F A-1 0 0 又は同等品以上のもの。

イ 左右側面上部 L F A-2 0 0 又は同等品以上のもの。

ウ バックドア上部 L F A-2 0 0 又は同等品以上のもの。

(4) サイレン、スピーカー

サイレン（電子サイレン、モーターサイレン）、スピーカーは、聞き取りが容易で音がこもらないようにすること。また、必要に応じて防水処置を施すこと。

(5) 路肩灯

後輪前側に L E D 式にて左右各 1 個取付けること。

(6) ドアステップ補強

スライドドアステップ、リアバンパーステップに、アルミプロテクター又はアルミ縞板張りを施すこと。

(7) 作業灯

車両左右側面上部に 2 式、バックドア上部に 1 式照明器具（L E D）を設置し、必要な防水措置を行うこと。大阪サイレン製 L I A-2 0 0 又は同等品以上のものとする。

2 車内艤装

(1) 電子サイレンアンプ

運転席及び助手席双方から容易に操作できる位置に電子サイレンアンプを設置することとし、車両のキースイッチが A C C の位置で電源が入ることとする。

大阪サイレン製 T S K-D 1 5 1 又は同等品以上のものとする。

本体、ハンドマイク等の設置位置、音声合成装置のメッセージ内容については、契約後、当本部と協議すること。

(2) フロア加工

荷室フロアは、複層ビニル床シート又は同等品以上のものを使用し、車内の清掃が容易なように継ぎ目やビス穴を完全に埋めること。

(3) 座席

運転室 2 名、荷室セカンドシートに 2 名、サードシートに 2 名、乗車できること。また、荷室シートはバタフライシートにて対面、フラット、折畳、前後スライド等のシートアレンジが可能なこと。

(4) テーブル

荷室右側面に前後スライド折りたたみ式テーブルを取り付けることとし、書類作成に十分な強度、サイズを確保すること。

(5) 窓

荷室は、全てプライバシーガラスとすること。

(6) 室内灯

ア 荷室にマップランプを取付けることとし、設置箇所は当本部と協議すること。(LED 1 式)

イ 荷室天井に、照明をコンパクトに取付けること。なお照明の位置、個数については、当本部と協議すること。(LED 式)

(7) 内部作業灯

バックドア内部に作業灯を取付けること。(LED 式)

(8) 消火器

自動車用消火器 1 本を支障のない位置に強固に取付け、取り外しが容易であること。取付け位置については、当本部と協議すること。

(9) 各種スイッチ

各種スイッチは、バックライト付で、電源 ON 時『緑』スイッチ作動時『赤』点灯し視認性を考慮し、全てのスイッチには名称を明記し、当本部の指定する位置に設置すること。

(10) 荷室右側面に、テレビモニターを設けること。(着脱式) 詳細な仕様については、当本部と協議すること。

(11) 荷室右側上部にホワイトボードを設置すること。

(12) 荷室左右側面上部にネット式収納を設置すること。

(13) 運転室(運転席、助手席間)に大型収納ボックスを設置すること。(純正品)

(14) 荷室運転席後部に、指揮台、ホワイトボードの収納、取出しが容易な収納スペースを設けること。座席使用に支障がないよう考慮すること。

3 荷室収納スペース

荷室収納スペースの仕様は、必要な強度を確保した上で、当本部の指示する積載品を容易に積み降ろしできることとし、必要に応じ、資機材・積載品の固定、脱落防止、衝撃緩衝の措置を施すこと。

リアヒーターからの送風に支障がないよう考慮すること。

艀装の詳細は、当本部と協議すること。

(1) 右側面に、必要な強度を確保したパンチングメタル又は同等の強度・性能を有する、資機材取付用内張りを施すこと。また、専用フックを必要数付属すること。

(2) 荷室に、展開、格納式のフロア荷台を設置し、展開時荷台がフルフラットとなるよう艀装すること。荷台は当本部の指示する資機材等を積載するために必要な強度を確保すること。

材質等は、当本部と協議すること。

4 電装関係

(1) 配線

ア 各配線は、十分容量のあるものを使用し、点検整備が容易に行えるようにすること。

また、確実に安定し、露出する配線は防水及び被覆保護を行い、きれいに配線すること。

イ 各電装関係の配線は必ずヒューズを通すほか、必要に応じてリレーを設けること。

また、ブレード式のヒューズを一括してヒューズボックスに収め、名称及び容量を明記する

こと。

(2) インバーター

DC 12VをAC 100Vに変換できるDC/ACインバーターを設けること。

(DC/ACインバーター最高出力800W以上)

(3) 車内コンセント

車内にAC 100Vコンセントを必要数設けること。なお、取付け位置については当本部と協議すること。

(4) 車外コンセント

車外にAC入力コンセントとAC出力コンセントを設けること。なお、設置位置は当本部と協議すること。

(5) バッテリー管理器を設けること。

5 塗装及び記入文字

(1) 塗装

車体は完全に錆及び油落としの上、各部完全な防錆塗装を施すこととし、上質塗装で入念に吹き付け仕上げをすること。塗色は緊急自動車(消防車)として承認を得られる色とすること。なお、補修用塗料を添付すること。

(2) 記入文字等

記入文字は以下の通りとし、詳細についてはレイアウト図を作成し当本部と協議すること。

ア	車両両側面	白色	「人吉下球磨消防本部」	
イ	標識灯	黒色	「中央署」	
ウ	対空表示	白色	「人消中央 3 1 熊本県」	
エ	運転席／助手席ドア	白色	「3 1」	
オ	車両前面	助手席側下部	白色	「指揮 1」
カ	車両後面	中央	白色	「人吉下球磨消防本部」
キ	車両両側面	青色	「Hitoyoshi Shimokuma FireDept.」	
		(白縁)		
ク	車両側面上部	白色	「FIRE COMMAND」	

(3) 素材

再帰性に富んだ反射材を使用すること。(ただし、対空表示は除く)

(4) その他

耐久性のある加工とし、納入後1年以内に塗装部分の剥離、亀裂等が生じた場合は再塗装すること。なお、その他詳細については別途協議すること。

第4章 装備品、付属品及び積載品について

装備品、付属品及び積載品については別表の通りとする。

別表（装備品・付属品・積載品等）

No.	品 名	仕 様	数 量
1	散光式赤色警光灯	N F-M L-V A 2 M-H A 1-L F	1 式
2	電子サイレン	T S K-D 1 5 1（標準装備含む）	1 式
3	赤色点滅灯	フロントグリル L F A-1 0 0 左右側面上部 L F A-2 0 0 バックドア上部 L F A-2 0 0	2 式 2 式 1 式
4	後退警報器	純正品	1 式
5	車輪止め	ゴム製	1 式
6	スイッチボックス	内照灯式	1 式
7	インバーター	8 0 0 W程度	1 式
8	バッテリー管理器	マルチインバーター内蔵	1 式
9	路肩灯	L E Dタイプ	1 式
10	室内灯	L E Dタイプ マップランプ含む	必要数
11	自動車用消火器	自動車用 6 型	1 本
12	収納ボックス	当本部の指示するもの	必要数
13	ステンレスフック	パンチングメタル用	必要数
14	車外作業灯	車両両側面上部 L I A-2 0 0 車両バックドア L I A-2 0 0	2 式 1 式
15	モニター	3 2 型（スタンド付き）	1 式
16	サイドオーニング		1 式
17	ホワイトボード	F S. J A P A N K T-2 ライト	1 式
18	ライティングシート	コ-ワ製 透明タイプ、方眼タイプ	各 2 個